令和4年2月8日(火曜日)

議事日程第1号

令和4年2月8日(火曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第2号 専決処分事項の報告について

(令和3年度八峰町一般会計補正予算(第7号))

第 5 議案第3号 令和3年度八峰町一般会計補正予算(第8号)

出席議員(12人)

 1番 水 木 壽 保
 2番 山 本 優 人
 3番 奈 良 聡 子

 4番 腰 山 良 悦
 5番 須 藤 正 人
 6番 芹 田 正 嗣

 7番 見 上 政 子
 8番 菊 地 薫 9番 笠 原 吉 範

 10番 芦 崎 達 美
 11番 皆 川 鉄 也 12番 門 脇 直 樹

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

町	長	森	田	新一	一郎	副	Ħ	丁	長	日	沼	_	之
教 育	長	Ш	尻	茂	樹	総	務	課	長	和	平	勇	人
税務会計	課長	成	田	拓	也	企同	画財	政課	長	高	杉	泰	治
福祉保健	課長	石	上	義	久	教	育	次	長	Щ	本	節	雄
産業振興	課長	Щ	本		望	農	林振	興調	長	浅	田	善	孝
建設調	長	石	嶋	勝比	七古	農業	委員:	会事務	局長	工	藤	善	美
生涯学習	課長	今	井	利	宏	学校	給食セ	ンター	·所長	田	村	高	夫
あきた白神体験セン	ター所長	Щ	内		章	防災	まち	づくり	室長	内	Щ	直	光
総務課副課新型コロナウ総合対策	イルス	菊	地	俊	平	新型コ	ロナウ	副課: 1ルスワ 1 策		若	狹	正	和

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子

午前10時00分 開 会

○議長(門脇直樹君) おはようございます。

これより令和4年第2回八峰町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、9番笠原吉範君、10番 番芦崎達美君、11番皆川鉄也君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日 限りと決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させてい ただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 皆さん、おはようございます。

私事で恐縮でありますけれども、先月の27日に、口の中に帯状疱疹ができるという、 私自身も聞いたこともないようなそういう状況が見つかりまして、1週間入院いたしま した。2月の3日、先週の木曜日ですが退院いたしまして、4日から通常勤務に入って おります。この間、皆さんには様々なご心配やら、ご迷惑をおかけしまして、誠に申し 訳ありませんでした。

本日、令和4年第2回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には

お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

開会に当たり、本臨時会を招集した経緯についてご説明いたします。

はじめに、今季の降雪の状況について申し上げます。

今年の冬は、強く活発な雪雲をもたらしやすい日本海寒帯気団収束帯が繰り返し発生し、日本海で発達した雪雲が日本列島に流れ込んで全国的に大雪となっています。

1月の降雪は、7日に25 c mのドカ雪があったほか、19日から21日までの3日間で79 c m もの大雪となり、最大積雪深は57 c m を記録しました。

この大雪により雪害の発生が心配されたことから、1月21日に『災害対策連絡部』を設置し、情報収集にあたったほか、住民からの要望を一元化する体制を取ったところです。

また、1月28日までの降雪量の累計は276 c mで、過去5年間の平均の2倍強となっています。このような記録的大雪に対して、住民生活や道路交通の安全を図るため、除雪関係者からは祝日・休日・昼夜を問わず、除雪車輌をフル稼働しながら奔走いただいております。

寒気が緩み天候が安定した際は、主要路線を優先しつつ歩道や交差点・待避所を含む道路脇の雪山を排雪し、道路幅員の確保に努めています。さらに町が指定する排雪場所においても、運び込まれた雪で捨て場が埋め尽くされる前に適宜堆積スペースを押し広げています。

以上のように、豪雪対策として除排雪業務に取り組んだ結果、除雪経費が大幅に膨らみ予算不足が見込まれたことから、必要経費を追加するための補正予算を1月19日に専決処分いたしました。

次に、「新型コロナ対応地方創生臨時交付金事業」について申し上げます。

岸田内閣は、昨年11月19日に総額約55兆7,000億円の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定し、12月21日には、臨時国会で総額約36兆円の補正予算を成立させました。

この経済対策には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、人流抑制等の影響を受ける事業や生活・暮らしへの支援、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開等により地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施するための「新型コロナ対応地方創生臨時交付金」として約6兆8,000億円が含まれており、町には12月27日に1億1,355万円の交付限度額の内示がありました。

臨時交付金の取り扱いについては、令和3年12月定例会において、事業内容の情報 収集に努め、明らかになった段階で新たな事業を提案することとしていることをご報 告していましたが、内示を受けて対象事業のリストアップを行うとともに、事業の緊 急性を考慮し、速やかに実施すべき事業の「仕分け」を行ったところです。

具体的には、大学生等に1人当たり5万円を支給する「大学生等応援臨時給付金事業」、先に実施した「子育て世帯への特別給付金」が所得制限のため受けられなかった世帯に対して、高校生までの子ども1人当たり10万円の給付を行う「子育て世帯への特別給付金事業(所得制限なし)」及び今後の人流の回復により感染リスクが増大することへの町民等の不安の解消のため「抗原検査キット支給事業」を実施したいと考えております。

本臨時会は、ただいま申し上げましたとおり、「新型コロナ対応地方創生臨時交付金事業」のうち速やかに実施すべき3事業の実施に必要な予算を措置するために招集したものであります。

それでは、今議会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第2号、専決処分事項の報告については、令和3年度八峰町一般会計補正予算 (第7号)の専決処分について議会の承認を求めるものであり、内容は除雪費の追加 補正であります。

議案第3号、令和3年度八峰町一般会計補正予算(第8号)は、「新型コロナ対応 地方創生臨時交付金事業」等を実施するため、歳出予算の追加補正をしようとするも のであります。

以上、今議会臨時会の議案は2件であります。

詳細については、各議案提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(門脇直樹君) 日程第4、議案第2号、専決処分事項の報告について(令和3年度八峰町一般会計補正予算(第7号))を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長(日沼一之君) 議案第2号、専決処分事項の報告についてご説明いたします。 議案第2号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度八峰町一般会計補正予算(第7号) を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認 を求めるものでございます。

令和4年2月8日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページをお開きください。

専決処分書でございます。

令和3年度八峰町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,929万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3,647万3,000円とするものでございます。

このたびの専決処分の補正予算は、除雪費の追加補正でございます。

昨年12月中旬以降、年末年始、1月中旬と断続的な降雪に見舞われ、新聞報道にもありますとおり、例年より約2倍強の降雪量・積雪となっております。

除雪業務管理システムと除雪業務の委託先である業者等に聞き取りし、稼働状況を確認したところ、1月11日までの稼働状況で当初予算で措置している予算額の85%の執行見込みとなり、さらに1月15日では94%に達する見込みであったことから、今後の除排雪業務状況を勘案し、1月19日付けで専決処分したものでございます。

歳入歳出の補正理由について、事項別明細書6ページ以降をご覧いただきながら、歳 入歳出の順にご説明いたします。

6 ・ 7 ページをお願いします。

まず歳入ですが、19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、 歳入歳出補正全体の調整のため、財政調整基金繰入金3,571万1,000円の追加補正でござ います。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、歳入歳出補正の財源確保のための 前年度繰越金1,358万7,000円の追加補正でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

8・9ページをお開きください。

8款土木費2項道路橋梁費4目除雪費4,929万8,000円の追加補正でございます。内訳としまして、1節報酬につきましては、建設車輌特殊運転業務に従事している会計年度任用職員2人分の時間外勤務手当にあたる部分の報酬19万8,000円の追加補正でございます。10節需用費の消耗品費につきましては、凍結抑制剤の購入費として280万円を、燃料費につきましては、除雪車輌の軽油代として160万円を、修繕料につきましては、除雪車

輌の出動回数の増加により修繕が嵩むことが予想されることから100万円を追加し、合わせて需用費540万円の追加補正でございます。12節委託料につきましては、除雪車輌の借り上げを含めた除雪オペレーター業務委託料4,370万円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、何とぞ承認くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。 7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 専決処分ですので考え方だけ、町の考え方だけちょっと伺いたいと思います。

町長の所信にもありましたけれども、除雪費っていうことで今回専決処分なってますが、その除雪だけでは道路はもうきれいにならない。除雪やればやるほど道路が狭くなっていくという、今の高齢化社会と、それから空家の現状ではないかと思います。それで、やはり除排雪、排雪の作業をもっともっとやっぱりきめ細かにやらないと、こういう雪の中では非常に大変な状態になってきてるということをたびたび感じて役場の方にもお願いをしたりしてますが、ここに「除排雪」という言葉がありませんでしたので、この点についてどのように考えるのか。

また、町長の所信の中にも災害対策連絡部ということで、まあ休み・昼夜問わず排雪してもらってるのは非常に結構なんですけれども、ただこの緊急対策と設けたからには、やっぱり土日・祭日、そこに職員が配置されてるのかどうなのか。緊急の場合にどこに連絡すればいいのか分からないというこういう状態になってるのではないでしょうか。で、まあ個々の対応を聞くということになってますけれども、大久保岱の奥の方ではもうガラスが割れて、家がもう沈んでる状態がかなりあります。そういう、もう窓ガラスが壊れているというのにどのようなその、町にお願いすれば何かできるのかどうか。そのための緊急対策なのかどうなのか。どうであったのかっていうことを伺いたいと思います。

もう一つあったども忘れました。いずれ、それとですね空家対策、これもやはり非常に空家にもう雪の塊がもう大変な状態なってます。こういうことに対して今後どういうふうな、今までとはちょっと違うやっぱり対策を考えなければならないのではないかと思いますので、この点の考えを伺いたいと思います。

○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長(日沼一之君) ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

まず1点目の除排雪ということですけども、もちろん今年はやはり除雪だけでなく、 先ほど町長の報告でもありましたように、だいぶ降雪、そしてまた積雪も嵩んで、除雪 だけでなく排雪も必要と。十分行き届かなかった点は申し訳ないと思っていますが、で きるだけ業者の方も頑張っているんですが、何しろやっぱり高齢化でオペレーターも不 足、それから参加する業者も不足なっております。そういう中での今回の大雪ですので、 どうぞご理解願いたいと思います。今後とも除雪・排雪には力を入れてまいりたいと思っ ています。

それから、災害対策関係ですけども、この大雪等でやはり一人暮らし老人家庭からとかは、屋根からの落雪でプロパンガスボンベが埋まったとか、あと屋根がちょっときついとか、それから道路をふさいでるとか等々の連絡がありました。これまず窓口としては、防災まちづくりです。必要に応じて建設課も加わっています。これはもう24時間いつでも連絡取れますので、そこに連絡していただければありがたいと思います。

あと、大久保岱の件は、先日、芹田議員からもお話しありまして現場見ました。そして、そういう中で来週日曜日、来週って今週になりますね、地域住民も出まして除排雪デーにして、そして町でしっかりそれを片づけると、こういう対策を取ることになっております。

以上、質問にお答えしました。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 今回の大雪で、もう除雪機がもう手に入らないっていう状況になってます。以前、加藤町長の時に除雪機7台か8台追加してまた買ったと思うんですけれども、これを貸し出し、各自治会に貸し出すということもやってました。その後、もうしばらく経ってるので壊れてしまったのかどうなのか。町ではまた新たにそういうことは考えませんか。
- ○議長(門脇直樹君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(石上義久君) ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

実際、役場庁舎1階に除雪機1台、小型除雪機貸し出し用のものがございます。本体は帰りでもご覧いただければと思います。現実的には町で所有してるのは10台ございまして、今現在8台ほど各自治会に貸し出しして、今年度末までという契約の中で自治会それぞれにご利用いただいてるというのが現状でございます。

以上です。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。
- ○2番(山本優人君) 除雪に関してですが、除雪、非常にありがたく思っていますけども、除雪車が行った後に一生懸命投げる人が多いんですね。まあそれは実は分かるわけですよね。道路に雪なくなると捨てる場所が多く、広くなるので分かるんですが、そうやってしまうと結局除雪した意味がなくなってしまうのでですね、ですから、除排雪、まあ特に排雪するというふうなスケジュールが分かった時にはね、そこの自治会っていうか、まあその道路周辺の方に連絡を取ってですね、この日のここから、何時から何時の間に除排雪するので雪を出してくださいとかというふうな連絡取ってこうやってもらえれば、道路にそんなに雪が残ってないような状況になるわけですよね。今のところ、今見ているとですね、せっかく排雪した後に一生懸命、家の前の雪投げてしまうもんだから、何ら排雪した意味がないというふうな状況なってるということでですね、そういうふうな体制っていうか、防災無線でその地区だけ連絡すればいいのであってですね、そういうふうなことをしてもらいたい。そうでなかったら、自治会長に連絡取って、この日にやるというふうなことを連絡しながらやってもらいたい。

あともう一点はですね、高齢者の家の前の雪の排雪なんですがね、まあ要は一軒、二、 三軒から聞いたんですが、人頼む、人っていうか除雪したら、頼んだら4万円も取られ たという現実的な話あるんですが、この除排雪の業者そのものがどのぐらい町内である のか。まあその連絡先、その相場的なもの、それらの情報が一切ないということなので、 その辺もし情報等あったらですね、これはやはり町民に広く配布、知らしめるべきでは ないのかなと。まあそれ以外に4万円もかかるというのであれば、頼むっていう方もな かなか無理だと思うので、それに対しての支援策みたいなものがあるのかどうか、その 辺もお答え願いたい。

- ○議長(門脇直樹君) ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 今回は本当に久しぶりの大雪でありまして、私、町長になってからの初めての経験であります。さらに高齢化もかなり進んできておりますので、今までで経験したことないような現象が多々起きてきていると思います。

今、大変貴重なご提案をいただきました。排雪等の部分については、計画が決まった 段階で防災行政無線等でお知らせするようなそういう仕組みを考えたいと思います。

それから、除排雪に係る経費、ここの部分については、改めて業者の方に確認いたし

まして、通常こういう形の業者が受けてくれるし、その際にはこういうふうな金額だというふうなこう、そこも含めて調べながら、そして今回間に合わないかもしれませんが、 行政協力員会議等におきましてそういういろんな問題点を出しながら、次に備える形の 対応をしていきたいというふうに考えています。

- ○議長(門脇直樹君) 町長、除排雪に対応してくれる業者はどのぐらいあるのかってい うのを聞いてます。
- ○町長(森田新一郎君) お願いします。
- ○議長(門脇直樹君) 石嶋建設課長。
- ○建設課長(石嶋勝比古君) 除排雪についてですけれども、町では各建設業者を中心に 重機を持ってる業者さんから委託を受けていただいております。

ただ、それ以外についてですが、個人の住宅についての排雪については、あくまでも町を通さずにやっていただくわけですので、これについての町での取りまとめとかその単価の把握とかはしておりません。ただ、町で単価設定してるものをそのまま個人にやった場合は、かなり高上がりになるのではないかと思っております。したがって、先ほど町長が述べましたとおり今後は調査をしますけれども、ただ、個人で、まあ峰浜地区の人方は、農業機械につけた装置で排雪したりして総合的にやっていただいているんですけども、八森地区についてはなかなかそういう機械もないので、人力でやってもらってるのが実情です。で、軽度生活支援を主に使って除排雪までやっているのが現状です。以上です。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。
- ○2番(山本優人君) この除排雪の個人、まあ業者でないっていうか個人でこう請け負ってる人も多分いる、まあ私も覚えておりますけども、それって許可とかっていうものが必要なのかどうか。その辺ちょっと教えてください。
- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。
- ○建設課長(石嶋勝比古君) 除雪とか排雪に伴う許可はございません。ただ、その機械を使うための運転免許、大型特殊とかそういうもので対応できますので、特に除排雪用の許可というのはありません。
- ○議長(門脇直樹君) 2番山本優人君。
- ○2番(山本優人君) まあ可能な限りですね、やっぱりその個人の住宅の排雪をできる ような、してくれるような個人でも業者でもいいですよ、そういうふうなところを教え

ておいてもらわないとね、その高齢者の雪投げをする時に頼むとこが分からないってい うふうな相談がいっぱいあるんですよ。まあこれ全部つかむっていうのは無理だと思い ますけども、まあ人づてにでもいいですから、そういうふうなやってる人をつかんでも らいたいなと。で、それを福祉でも通してですね連絡してもらえればいいなと思います が、どうですか。

- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 基本的に1時間ぐらいの軽作業的な雪寄せについては、社協の 方で委託してもらう軽度生活支援事業ということで、まあ町の方、まず1,000円なんです が、そのうちの900円は町で出すというふうな形のそういう事業が多々利用されておりま すが、大規模的に家の中にたまった雪を排雪するという部分については、もう少し業者 の方とも、先ほど建設課長が答弁したとおり、情報提供しながら、どういうふうな形で 情報提供できるのかを検討してまいりたいというふうに思います。簡単な部分は社協に お願いすれば、1時間程度の軽作業の部分は100円でできるような仕組みができてます。
- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。
- ○5番(須藤正人君) 1月の7日に25cmの降雪があった。そして19日からまた降雪が 続いたわけでありますが、その19日に専決処分が行われた。その間、議会を開催する、 そういう日にちがなかったのかということをまずお伺いしたいと思います。

それから、地域の除雪のオペレーターがですね、まあ変わることもあるわけです。毎年その地域を除雪しているオペレーターであれば、大体この空き地に雪を、何といいますか、除雪して、そこにためておくということが、地域の事情が分かるわけでありますが、まあ何年か経ってまたオペレーターが変わると、その地域の事情が分からないということで、住民から除雪が下手になったという話がよく聞かれるわけです。やはり行政協力員会議の方とですね、その町がしっかり、この空き地には雪を捨ててもいいんだよ、ここはこういうふうな形で除雪してくださいというような綿密な打ち合わせをする。そしてそれを、その地域を除雪するオペレーターにしっかり伝えるということが非常に大事なんではないかというふうに思うわけです。ですから住民から、いや、この前までは除雪がすごくうまくいったけども、オペレーターが変わったらどうも除雪が下手になったというような意見があちこちから聞こえてきます。そういうことから行政協力員と町、町とその除雪する業者、オペレーターにしっかりこの伝える、そういうシステム、それを私はしっかり構築していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。この

2つお願いします。

- ○議長(門脇直樹君) ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 私から前段の方に、臨時議会を開くいとまがなかったのかとい うふうな質問です。

いわゆる当初予算の段階で7,000万ほどの除雪費を計上しておりました。で、まあ12月から降り始めてるわけですけれども、通常、須藤議員もご承知のとおり、私どものところは雪は猛吹雪なりますけれども積もらないというのが、まあこれまでの特性でありましたが、今年の場合は、なぜかあんまり風も吹かなくて、ちょっと濡れ雪っぽくて、それで積もってくるというふうなそういう現象が起きました。して、1月の7日の日にドカ雪がありました。この段階では十二分にまだ7,000万の予算の範囲内で十分やれると思ったんですけれども、その後の部分の、除雪だけでなくて排雪にもかなり力を入れなきゃいけないというふうなそういう部分を作業を経た段階の中で、このままだと足りないというふうなところで、また19日、長期予報の部分で大雪降りそうだと、いや、これはとても足りないというふうなそういう状況の中の判断で1月19日に専決処分した段階ですので、この間に予算が余ってる段階で専決処分するわけにいきませんので、まあそういう段階でいとまがなかったというふうな形でご理解いただければというふうに思います。

それからオペレーターの上手・下手の部分については、これはありますけれども、基本的にオペレーター自体をどうやって確保するか、この部分について非常に今、難問であります。そこの部分については、石嶋課長の方からちょっと補足して説明をお願いしたいと思います。

- ○議長(門脇直樹君) 石嶋建設課長。
- ○建設課長(石嶋勝比古君) 除雪のオペレーターが変わることについてですけれども、まず業者委託については、基本、2年間同じ路線をやっていただくということで契約をさせていただいてます。2年ごとに業者の体制も変わったり、路線の組み替えも必要になったりしますので、その時点でまた公募をかけて路線を決めます。ただ、これまでの実績でいきますと、ほぼ同じ業者さんが同じ路線をやっていただいてます。ただ、オペレーターが高齢化して急にやっぱりもう、今年やるつもりであったけどもやれなくなったという場合が出た場合には、特に急きょ代替のオペを探す必要があります。そうした場合に、重機は乗ってるんだけども除雪は初めてという方が結構多くて、その点ではま

ず除雪自体が慣れてないことによって、雪の押し方といいますか、それはやっぱり危険を回避するためにどうしてもぎりぎりまで寄れなかったり、そういう部分は出てきます。 それから、凍った際の路面にたまった圧雪された雪をそこからすくっていくというか、 さらっていくことができなかったりという、そういうところはやはり数年間実績を積ま ないとできないと判断しております。

また、雪捨て場等についてですけれども、これは今年度、岩館地区については新たに自治会から要望がありまして、チゴキの方に雪捨て場を確保しました。これは広報で周知しております。ただ、浜田地区については、この豪雪でこれまでになかったところを新たに雪捨て場として設置して雪捨て場を確保して、自治会長の方にお話しして周知してもらっております。このような形で大雪に対してこれまで対応してきたところであります。

あと行政協力員会議については、各自治会長さんからお話をいただいたものだけじゃなくて、これから私の方からもできるだけ声かけをして対応していきたいと思います。 よろしくお願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。
- ○5番(須藤正人君) 1つ目の質問ですが、いとまでなくて、その間1日も議会を開催するその間がなかったのか。私は、議会を開催しようと思えばできたはずですよ。それが、まあここまで引っ張ってくるということでは駄目だと思うんですね。やはり必要な、お金が必要な時があったら、私はやはり議会を開催してそれを承認してもらって、そして行動に移すということが大事だと思うんですね。まあこの次でいいやということではなくて、とにかく1日でも日程があったら議会を開催すると、そういう精神、町の心構え、これをしっかり持っていただきたい、そう思うわけです。今、町長が説明したことは分かりますよ。分かるけども、1日も議会を開催できないということはないと思うんです。やろうと思えばできるんですよ。病気前ですから。だからやはり常に予算が必要であった時には、必ず議会を開催してそれを承認してもらうという心構え、それを私は聞いてるんです。

さらに今、私、排雪の場所を言ってるんではなくて、除雪しているその地域の中で例 えば空いてる場所、空き屋敷、あるわけですよ。それを把握しているのはやはり自治会 長、ここだったら大丈夫だよというのがあるはずなんです。それがオペレーターが変わ ることによって、そういうことが分からない。だからそういう業者、オペレーターと町 が密に話し合って、ここは、ここには捨ててもいいんだよと、一時的にね、そういう打ち合わせをしっかりやっていただければ、その除雪がうまくいくんではないかなというふうに自治会長さんから相談されました。それを私は今言ったんですが、そこをこう密に町と自治会長と、それからその業者と、業者はオペレーターを頼むわけですが、それをしっかりこう密にやっていただきたいということなんです。

- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 私自身も町長なってから、何度も安易に専決処分しないようにというふうなお話で、できるだけ臨時議会を開催してというふうな話はずっと受けてますから、そういう気持ちになっているんですが、今回の場合の7日のドカ雪っていうのは誰も想像できない話、八峰町にとっては久しぶりの大雪でありまして、そこの部分でまだ予算は対応できてるわけですから、その部分で議会臨時会を開催するっていってもやっぱり1週間以上前にその開会日を決めてやらなきゃいけない手続きもありますので、その間のその先の部分の降雪見通しとか、それからドカ雪に対しての費用がどのくらいかかったか、あるいは排雪までどこまでやるのかの部分も色々なきゃいけない話ですから、こういう、できるだけ専決処分しないようにしますけれども、こういう除雪対応費的な部分については、これはやっぱりもう専決処分やむなしの部分も多々あるんじゃないかなというふうな形で思います。

指摘されてる部分で、できるだけ専決処分しないようにという部分は重々その気持ちでやりますけれども、こういう大雪対応の部分については先を見通せない部分も多々ありますので、そういう部分ではやむを得ないところもあるかというふうに思います。

あと後半の部分については、石嶋課長の方からお答えします。

- ○議長(門脇直樹君) 石嶋建設課長。
- ○建設課長(石嶋勝比古君) 自治会長等の緊密な連絡をしてくださいというお話しですけれども、まず雪捨て場、捨て場というか、まとまった捨て場じゃなくて、今言われてるのは空き地とかそういうところのお話のようなので、それについてはむしろこちらの方からいろんな自治会長さん通して、なかなか雪を押せるところないので、ロータリーであれば吹き飛ばせるところないので、空き地等貸してくれるところないかという相談は常にさせていただいているところです。ただ、オペが変わったからその空き地が使えないというんじゃなくて、オペが変わっても、前の方からここには押してもいいんだよとかそういうところは直接伝えてもらうようにはお話ししております。ただ、部分的に

はその辺、前の人は丁寧にもうちょっと奥まで押してやったとかって、そういう慣れと か感覚的なものの違いはありますけども、引き継ぐ場合は必ず前のオペレーターがやっ た路線について注意事項を一緒に回ってもらったりして対応しているところであります。

お話しされたように、確かに自治会長さんとかはその都度、要望来た時は特にそうですけども、来なくても、業者から、オペレーターからお話しあった部分については相談をかけて対応するようにしております。

以上です。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。
- ○11番(皆川鉄也君) 今回の除雪に対しましては、本当、土日・祭日、早朝からの除 雪、本当ご苦労様でございます。

ここに報酬19万8,000円ほど計上されてございますが、これ何名分でこうなんでしょうかね。そして大体いつまでを、年度会計いっぱいの予算でこのくらいということなんでしょうか。というのはですね、会計年度の任用職員になったがゆえに、前の除雪の体制、会計任用職員なる前の時間外の勤務と計算同じなんでしょうか。何時に出てるか分かりませんが、早朝、私が思うところ3時、4時にはもう出勤なさってるんですね。これもう事務の時間外勤務と一緒のような計算方法なのかですね、そこいら付近をちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

- ○議長(門脇直樹君) ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。
- ○建設課長(石嶋勝比古君) ただいまの報酬についてですけれども、オペレーター、町の直営のオペレーターが今2名おります。この2名の方の時間外の分の金額を今回追加補正させていただいております。

あと時間帯ですけれども、勤務時間、今までは、会計年度任用職員になってからは8時半から4時15分までです。それで夏場はそれで同じ形態でおります。ただし、冬期間、12月から2月までの主に除雪が必要な期間、この3カ月については、勤務時間を午前の8時から12時までの4時間にしております。というのは、今お話しあったように除雪の稼働時間が、始まりが実際1時とか2時にスタートしております。したがって、この方々を今までどおり午後4時15分まで拘束しておくことは疲労の蓄積にたまるという判断から、今回、会計年度職員という立場とは別に、新たに午前中の4時間勤務ということを基本に置いております。ただ、それ以外に出た時間については、当然、朝、早朝もそう

ですし、午後からも必要であれば残っていただいて、疲労が蓄積しない範囲で午後からの時間外を計上しております。

以上です。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。
- ○11番(皆川鉄也君) 事務の時間外と除雪の時間外の計算っていうのは、同じ計算方法なんですか。
- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。
- ○建設課長(石嶋勝比古君) 時間外の計算については、ほかの会計年度職員と同じ計算 方法になっております。ただ、深夜勤務ということで、夜間10時から朝の5時間までに ついては割増し計算となっております。

以上でございます。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。
- ○11番(皆川鉄也君) 先ほど申し上げましたように、いくら4時間といえどもですね早朝からの仕事というのは相当こたえるはずだと思うんです。よその人がみんな自分の家の除雪してる時、自分の家の除雪もしないでですね除雪に出て行って、帰ってきて休む間もなくまた自分の家の除雪もやったりですね、大変な努力をなさってるわけで、ご苦労おかけしてるわけで、私は一般の時間外の計算とですね、こういった苦労をかける肉体的労働のですね、そういった計算の仕方は違ってもいいじゃないかなというような気がしてならないんです。寒い朝早くからですね、本当、遠方まで出かけていって除雪やって帰ってきてっていうことなりますと、短時間といえどもかなりな神経使ってるはずだと思うんでですね、ここいら付近はちょっと考慮してやってもいいじゃないかなというぐあいに思いますが、町長いかがでしょうか。
- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 今回の時間外単価19万8,000円の部分の単価の部分でお話ししますと、この予算の部分の単価は1時間当たり1,646円というふうな形の単価なってますので、基本的に事務の通常の関係職員の単価とはかなり高めの形の設定にしてます。実際に大変ご難儀かけてます。あと、正職員の中でも実際に重機オペレーターの資格持ってる方もいますので、今回はそういう方々の力も最大限活用しながら対応しているところですので、議員おっしゃるような形の部分で、その人方がやる気が出るようなそういう対応を心がけていきたいと思います。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。
- ○11番(皆川鉄也君) 先ほど申し上げました。何回もあれですが、やはり早朝からということで精神的にも肉体的にも相当な疲れがたまってると思うんですよ。くれぐれもですね健康管理と事故防止にですね、町当局の方で、本人はもちろん気をつけてやってると思うんですけども、やはり他人の物に傷つけたりですね、接触事故起こしてもまずいわけでありますから、細心の注意を払ってやってると思うんでですね、いろいろと励ましの言葉をかけてやっていただいてですね、この後も頑張っていただけるように、そういった指導方もよろしくお願いをいたしたいと思います。答弁は要りません。
- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。9番笠原吉範君。
- ○9番(笠原吉範君) 私からはですね国道の通学路ですね、歩道の除雪について質問したいと思います。

地域の住民から相談を受けまして、私もその歩道、峰浜小学校の通りの歩道ですね、ちょっと行ってみましたが、とてもじゃないけども子どもたちが歩ける状態ではありませんでした。その相談に来た住民もですね、町の方に何か話はしたけども、県の管轄であるということでなかなか話が進まないということでありました。まずバスにも乗れないので毎朝送っていってるという話でした。今はもうちゃんと除雪されてますけども、緊急事態でありましたので、あれだけ雪が降ってもバスにも乗れない子どもたちですので、除雪が間に合わなかったら臨機応変にその除雪できるまでバスに乗せてあげるとか、そういった対応はできなかったのか。こういう異常気象が続いてますので、また来年もこういうことがあるかもしれません。バスに乗れない子ども、こういう時にですねバスに乗せる、そういったこう臨機応変な対応はできなかったのかどうか。その辺を確認したいと思います。

- ○議長(門脇直樹君) ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 学校の対応の部分については、私の答弁の後に教育委員会の方から答弁してもらいますけども、私も今、笠原議員が指摘された部分をもろに感じました。というのは、3桁国道の場合は県管理の国道ですので、そこの部分の除排雪等については県が行うというふうなそういう役割分担があります。ただ、県の場合は窓口が山本地域振興局ですが、こちらの方に住民からこういう要望があるというお話を何度されても予算がないという形の中で対応できてないのが、これが今回の部分の現状であります。で、そうやって何が起きてるかっていうと、今、笠原議員は子どものお話をしまし

たけれども、私は101号線を能代に行ったり帰ってくる時に、歩道がないがために車道を 老人が歩いてるんですよ。これがいかに危険なことなのかっていう部分を本当に感じま した。こういう状況をどうするかっていうふうな形の部分の問題意識持ちましたので、 今後の山本地域振興局とは定期的に意見交換する場がありますので、そういう部分で、 いや、お互いにできなかった時の困るのが住民ですから、町として困るのは、振興局で やろうが町でやろうが住民はどっちでもいいわけで、困っている住民がいるのは確かで すので、そういう観点の部分から県の方と対応策の部分について話し合っていきたいと、 そういうふうなそういう気持ちでいます。

それから学校のスクールバス等の対応の部分については、教育委員会の方からお答え します。

- ○議長(門脇直樹君) 山本教育次長。
- ○教育次長(山本節雄君) ただいまの笠原議員の質問にお答えいたします。

歩道が雪で埋まった際にスクールバスに乗れない地区の子どもを乗せることはできないかというお話でしたけども、これにつきましては、まず今回初めて出てきた事案でございますので、今後検討したいと思います。実際的には、スクールバスにつきましては特に峰浜地区は小・中相乗り等で細かい運行ルートを作っておりますので、なかなかそこまで対応できるかどうかは、これからまた見てみたいと思います。

あと、今、町長おっしゃったように、やはり国道に面する歩道につきましては早めに 県対応で除雪はしていただきたいと、こちらは切に願っております。

以上です。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。9番笠原吉範君。
- ○9番(笠原吉範君) 先ほど私が言ったように、毎年、最近は異常気象でいつまたこういうドカ雪が来年も再来年も来る可能性がないわけではありませんので、是非ですね、子どもたちのことでありますので、除雪が対応できなかったら臨機応変にバスに乗せてあげるといったことをですね、ちょっとこれから考えていただきたいなと思っております。答弁は要りません。
- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。
- ○3番(奈良聡子さん) 質問というよりも町の考え方について伺います。

中浜地区では先月の23日に、中浜ひとつ森会という任意の団体で一斉に地域の除排雪 作業を行いました。この際に個人で持ってるローダーを出していただいたり、除雪機と かトラックを出してくれる住民がいたので非常に助かって、住民の方にも喜ばれたんですけども、この共助のシステムっていうのを各自治会でやっぱりこれから確立していく必要があると思うんですね。その点について、やっぱり町の方からも積極的に行政協力員の方にも呼びかけて、これから時間かけてちょっと対応を検討していただきたいなと思います。

それからもう一つ、この雪捨て場ですね、中浜の場合はまだ役場跡地があるので、あ そこが非常に有効に機能してるわけなんです。あそこにスノーダンプで雪を持ってって る住民もいますし、あそこがあったおかげでかなりの雪が、除雪した雪、家の前の雪と かあそこに持っていってる住民もいるわけで助かっているんですが、もし今後あそこが 宅地になるとなると、その雪捨て場をどのようにこれから確保していくのか。その辺に ついて検討されているのか、その辺伺います。

- ○議長(門脇直樹君) ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 私の方からは1点目の共助の関係の部分をお話しします。

私の問題意識も、一番先に私と語る会というふうな形を始めたのも、この先、誰も経験したことがないような高齢社会に行けば、地域コミュニティそのものが維持できなくなっていきますよというふうなそういう問題意識を持ちながら、空家対策、草刈り、除排雪、全ての部分、生活に関わる全ての部分が、今までできてあったものができなくなりますよというふうなそういう問題意識で各町内、まだ十幾つしか回ってませんけども、そういう形の問題提起をしてまいりました。それは今、奈良議員がおっしゃったような、何とか自治会を中心とした形の共助組織、共助システムを作りたいというふうなそういう思いからであります。この中の草刈り等の部分については一部実行に移してる部分もありますが、この後、除排雪の部分、これからもっと大変になると思います。そこの部分についてどういう形ができるのかは行政協力員会議等で相談しながら、高齢になっていっても困らないようなそういう対応できるような、そういう仕組みを考えていきたいと思います。

なお、峰浜地域の場合は自分の敷地の中に投げる場所ありますから、それでも個人でスノーダンプでやるのは非常に私自身も大変きつくなってきまして、今年から1回1,000円とか1回多ければ2,000円とかというふうな形の中で、私が3時間やるところをトラクターでやると15分ぐらいでできます。そういう形の部分を一生懸命、町内の若い人方にお願いしてやっていってる、そういう仕組みもありますし、まあいろんな形態があると

思いますので、今後、共助システムをどうやって、年いってもそこさ暮らしていけるようなそういう仕組みづくりについて検討してまいりたいと思います。

後段の雪捨て場の部分については、建設課長の方からお答えします。

- ○議長(門脇直樹君) 石嶋建設課長。
- ○建設課長(石嶋勝比古君) 役場跡地の雪捨て場が今後なくなるということですけれども、ここの中心部の整備計画については今進めてるところで、令和4年度に避難路を整備し、宅地を区割りする予定となっております。したがいまして、令和5年からはあそこに今までどおりのような雪捨て場として活用することはできなくなりますので、その後は、軽トラック等で運搬される方については、今、海岸沿いに県から敷地をお借りして雪捨て場として数カ所、中浜から茂浦にかけては3カ所ぐらいですか、設けておりますので、そちらの方にお願いする形になるかと思います。あと、それ以外の家庭のスノーダンプ等で持ってくるものについては、分譲した区画外で残りのスペースがあれば可能な限りそこで対処することしかないのかなと判断しております。

以上です。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 私は、教育長と、それから町長の方になるのか課長になるかあれですけれども、やはり今、笠原議員の方からは国道の通学路の除雪のことが話されましたけれども、町道でも除雪が必要な場所、通学路の点検とか、教育委員会の方ではそういうこと、危険なところがあるということを確認してるんでしょうかっていうことをちょっと伺いたいと思います。例えば茂浦から歩道橋に行くまでのことは町の方にもお願いしましたけれども、もう車道を子どもたちがあの曲がりくねった坂道を歩いて歩道橋まで行ってるんですけれども、その角にはもう山積みのような除雪の跡があります。県道と町道の境目ですので、どちらの方がどうなるのか分からないんですけれども、そういう点で子どもたちが安全に通学しているかどうかっていうのを教育委員会が把握してるかどうか、そこ教育長に伺いたいと思います。

そして、町長は先ほど山本振興局の方と何度か連絡が取り合うということでしたけれども、とにかく県道がとにかく遅れてもう大変なんです、県道の除雪が。で、再三、県の方にも直接電話してお願いしてるんですが、なかなか来ません。大人は我慢できるにしても子どもたちがですね歩道、1回やったらいいというもんではないんです、あれは。何回も何回もやっぱり通学路の歩道は点検しなくちゃいけないので、県がやってくれな

いからといってそのままに町でしていいのかどうなのか。そこら辺、できなかったら町でやるから金を出せというふうな、そういうふうなこう積極的な対応ができないのか。ここできっぱりともう分かれてますので、県道と町道っていうことで。で、そこら辺をお互いに、できないところはここ町でやるから金を出してくれというふうなことの交渉を是非、通学路の場合はやってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。川尻教育長。
- ○教育長(川尻茂樹君) 今の見上議員の質問にお答えします。

通学路について危険箇所についてですけども、交通事故とか塀が倒れるとかそういった面についての通学路の点検というのは、年に一度行っております。ただ、今回の雪のために道路がいわゆる狭くなったとか歩道が通行できなくなったというような状態については想定してませんでしたので、点検は行ってませんが、学校の方には、そういった点では十分こう配慮して通学するようにということを伝えてます。ただ、今のように歩道がどうしても雪が積もってっていう場合については、やはりその除雪については、教育委員会でもこれからお願いしていきたいと思ってます。

以上です。

- ○議長(門脇直樹君) 森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 後段の県管理の道路の部分の除排雪部分についてですけど、ご 承知のとおり山本地域振興局は予算決定権限がないんで、事前に当初予算等で盛り込ん だ能代山本管内全ての部分の除排雪の部分を総体しながら予算を計上してるのが常であります。そういう意味で、八峰町の場合はほとんど今までそういう形の部分では必要なかったというふうな、それが背景にあります。だからすぐ町のように専決処分をしたり、あるいは臨時議会を開いたりというふうなそういう対応ができないもんですから、こういう振興局にいくらお願いしてもなかなか予算がないからというふうな形の回答をいただく例が多々あったっていうのも事実であります。そういう部分を踏まえながら、実際困ってるのが住民の方々ですから、町としてはそういう形の中で、こういう想定外の大雪になった場合について、どういうふうな仕組みでやれる方法があるのかどうか。本当に町でやるからお金後で出せとか、そういう対応ができるのかどうか。そういう部分も含めてですね、ざっくばらんに振興局とは今回の事例を教訓にしながら、どういう対応をすれば地域住民にとって一番いいことなのか、そういう観点から話し合っていきたいというふうな形でお答え申し上げました。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。
- ○7番(見上政子さん) はい。
- ○議長(門脇直樹君) 見上さん、発言回数を過ぎてますので。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

休憩いたします。11時13分より再開いたします。

午前11時08分休憩

......

午前11時13分 再 開

○議長(門脇直樹君) 会議を再開いたします。

日程第5、議案第3号、令和3年度八峰町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長(日沼一之君) 議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号、令和3年度八峰町一般会計補正予算(第8号)。

令和3年度八峰町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,554万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億201万7,000円とするものでございます。

令和4年2月8日提出

八峰町長 森 田 新一郎

国では、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定し、令和3年12月

21日には、臨時国会で総額約36兆円の補正予算を成立させており、この中には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金が含まれております。

このたびの町の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の うち、令和3年度中に実施する事業と住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業の ほか、ふるさと納税事業の追加補正でございます。

歳入歳出の補正理由について、事項別明細書6ページ以降をご覧いただきながら、歳 入歳出の順にご説明いたします。

6 ・ 7 ページをお開きください。

まず歳入ですが、15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金につきましては、 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,278万5,000円の追加補正でござい ます。

実施する事業につきましては、歳出のところでご説明いたします。

16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金につきましては、新型コロナウイルス 感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支 援が受けられるよう、国では、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円を給付す ることといたしました。その財源として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 事業に係る補助金1億3,055万8,000円の追加補正でございます。

18款寄附金1項寄附金3目基金費寄附金につきましては、12月定例会で追加補正しておりましたが、予想以上の寄附額となっていることから今後の寄附額を勘案し、1,433万4,000円の追加補正でございます。

19款繰入金2項基金繰入金4目ふるさと八峰応援基金繰入金につきましては、ふるさと八峰応援基金寄附金の追加が見込まれることから、特産品返礼分として430万円を、事務費分として356万7,000円、合わせて786万7,000円の追加補正でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

8・9ページをお願いいたします。

2 款総務費 1 項総務管理費13目ふるさと納税管理費につきましては、歳入のところで ご説明いたしました、ふるさと納税の寄附金額の増加見込みに伴う関連予算として786 万7,000円を追加補正するものでございます。内訳としまして、11節役務費につきまして は、ポータルサイトの利用及びクレジット決済の手数料として94万7,000円の追加補正で ございます。12節委託料につきましては、返礼品管理費等一括代行業務委託料692万円の 追加補正でございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。1項社会福祉費1目社会福祉総務費に つきましては、歳入のところでご説明いたしました、住民税非課税世帯等に対する臨時 特別給付金事業の関連予算として1億3,055万8,000円の追加補正でございます。内訳と しまして、10節需用費につきましては、事務用品等の消耗品として2万2,000円を、郵送 用封筒の印刷製本費として14万円の合わせて16万2,000円の追加補正でございます。11 節役務費につきましては、通知郵送代の通信運搬費として23万8,000円を、口座振込の手 数料として15万8,000円の合わせて39万6,000円の追加補正でございます。18節負担金補 助及び交付金につきましては、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円を給付す るための臨時特別給付金1億3,000万円の追加補正でございます。6目介護保険費につき ましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業でござい ます。原油価格の高騰を受け、冬季の生活に影響を及ぼす中、介護等を要する施設入所 者の生活を維持するため暖房費に係る費用の一部を助成する、施設運営暖房費助成事業 の関連予算として124万1,000円の追加補正でございます。内訳としまして、10節需用費 につきましては、事務用品等の消耗品として3,000円の追加補正でございます。11節役務 費につきましては、通知郵送代の通信運搬費として2,000円の追加補正でございます。18 節負担金補助及び交付金につきましては、特別養護老人ホームやグループホームの施設 定員1人当たり6,000円を助成するもので、施設運営暖房費助成金123万6,000円の追加補 正でございます。2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、新型コロナウイ ルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業でございます。12月定例会及び1月 7日の議会臨時会において、ゼロ歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万 円を給付する子育て世帯等臨時特別支援事業について予算措置しておりましたが、養育 者の年収により、国の制度上、支援対象外となられた方がおりましたが、このたびその 対象外となられた方に支援を行うための関連予算として401万8,000円の追加補正でござ います。内訳としまして、10節需用費で事務用品等の消耗品費として3,000円を追加補正 するものでございます。11節役務費につきましては、通知郵送代の通信運搬費5,000円と、 口座振込手数料7,000円の合わせて1万2,000円の追加補正でございます。この7,000円の 方は、10ページ・11ページにまたがっております。

改めて10・11ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金につきましては、特別受給対象者として見込まれる40人へ 1人当たり10万円を給付するもので、子育て世帯への臨時特別給付金400万円の追加補正 でございます。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。1項保健衛生費2目予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業でございます。新型コロナウイルス、オミクロン株が感染拡大しており、未だ収束の兆しが見えない状況であります。しかしながら、大学生や高校3年生など就括や就業などに伴い県外への移動が必要となる場合が生じることから、感染拡大防止として不安解消を図るため、抗原検査キット支給事業の関連予算として84万4,000円の追加補正でございます。内訳としまして、10節需用費で抗原検査キットの購入費として65万6,000円の追加補正でございます。11節役務費では、抗原検査キットの購入費として65万6,000円の追加補正でございます。11節役務費では、抗原検査キット郵送代等の通信費18万8,000円の追加補正でございます。

次に、10款教育費についてご説明いたします。1項教育総務費3目教育助成費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業でございます。町では、これまでも大学生や短大生・専門学生等の学生を持つ保護者を対象とした大学生等応援臨時給付金事業を実施してまいりましたが、新型コロナウイルス、オミクロン株が感染拡大しており、未だ収束の兆しが見えない状況でありますので、大学生等について1人当たり5万円を給付する大学生等応援プッシュ型臨時給付金事業の関連予算として668万2,000円の追加補正でございます。内訳としまして、3節職員手当等につきましては、事務従業者の時間外勤務手当として5万円、10節需用費で事務用品等の消耗品として5万円、11節役務費では通知郵送代の通信運搬費として8万2,000円の追加補正でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、対象となる方々への臨時給付金650万円の追加補正でございます。

12・13ページをお開き願います。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。 3 項基金費 8 目ふるさと八峰応援基金費につきましては、歳入のところでもご説明いたしましたが、ふるさと八峰応援基金寄附金が予想を上回る寄附額となっていることから、今後の寄附額を勘案し、積立金1,433万4,000円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、何とぞご承認いただきますよう お願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。 7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) いろいろな臨時交付金の中から補助されるということで、まず 非課税世帯の世帯、それから5万円の残っているところとか、そういうところがこうあ るんですけれども、ちょっと聞きたいのは、例えばですね、1月7日の臨時議会の中で 町長は、国の予算編成を見て、速やかに高校生の助成を進めていきたいということでしたけれども、例えば1カ月くらい経っても振り込まれないということがありました。そ れはどうしてなのかなということと、それから、これがね今決まった場合でも、例えば 非課税世帯の高齢者に対して10万円来ますよっては言われても、もう少し町民の皆さん に詳しく説明しないと、例えば家族の税制上の扶養になってればこれが当てはまりませんよ、そういうことも知らせていかなければならないと思います。そのための手続きが 非常に担当課の方でも面倒なようですけれども、これもすごい時間がかかると思います。 ほかのすぐできるところは、すぐできるのかどうなのか。それとも時間が非常にかかって、いつ振り込まれるか分からないという状況なのか。その辺一つ一つどういう状況なのか、振り込まれる状況を教えてもらいたいと思います。
- ○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(石上義久君) ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

まずもって、先般1月の臨時議会で予算を承認いただいた子育て世帯、高校生までの臨時給付金につきましては、1月25日に申請いただいた人につきましてはほぼほぼお支払い済みでございます。併せて12月の補正予算で確保しております中学生以下の分につきましても、12月24日、1月25、合わせて5万円ずつ2回に分けて支払い済みでございます。今現在申請いただいてない方については、随時、申請勧奨の方でご案内差し上げまして、また返信用の郵便によって、今、申請書をこちらに提出いただくようにお願いしている次第でございます。

このたび非課税世帯に、あ、それで1カ月経っても振り込まないという事態は、ほぼ 回避されていると思いますので、支払いできなかった方については、口座の届け出の何 らかの不備があった方ではないかと推測されます。ですので1カ月以内にはほぼ、申請 された方についてはほぼ指定の口座に振り込まれているような現状です。

このたび非課税世帯に対する10万円の給付事業につきましては、今ご心配されている

事務手続きの関係もございますので、既に国で示された要綱を参考に要綱を交付しまして、今現在、課税の担当でございます税務会計課さんと調整の上、事務手続きに遅滞なく進められるよう準備をいたしている次第でございます。予算を確保できておりませんので、まあそれ以上の事務作業はできない状況にございますが、予算を獲得し次第、速やかに対象者にお支払いできるよう準備を進めてまいりたいと考えております。具体的なスケジュールにつきましては、今後も全体を含めて考えたいと思っております。

以上でよろしいでしょうか。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。
- ○2番(山本優人君) この非課税世帯について、町長の率直な意見を聞きたいと思います。

国から100%財源として来るわけで、制度的にこういうふうに払えということでは町の 負担というものがないわけですけども、非課税世帯と我々と、コロナでどのぐらいその 支援金額的にね負担の差があるのかということについてですね、非常に疑問を持ってお りまして、非課税世帯だけがこの10万円の負担が増えたのかということだわけですよ。 まあそれまでいかないぎりぎりのところで生活している方もかなりの数いるわけですね。 そういう人方が何らこの恩恵を受けないで非課税世帯のみが10万円の給付を受けるとい うことについては、どう考えるのかですね。まあその辺の町長の率直な考えを聞きたい と思います。

- ○議長(門脇直樹君) ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 地方創生臨時交付金の意義するところは、地域の実情を踏まえた形の中で、困っている方々への支援をやってくれという部分が、それが原点だと思っていますが、今回のこの低所得者世帯の、まあ非課税世帯の部分に対する支援については、地域の実情とかそういう部分がなく、いきなり国の方が全国の部分でそうやるというふうなそういう形ですので、地域の実情そのものの部分とはまたちょっと違う観点で必要だったろうなという形の国の判断だというふうに思っています。私、その一つのこう八峰町の町長として、ここの部分に対応の部分については、全国一律というふうな形の部分は、これはこんだけいろんな格差がある社会の中でどうなのかなというふうな思いはありますけれども、批判する立場にありませんので、これは国の方がこういう指示してきた部分については、こちらの方で断るというわけにはいきませんので、そういう形で予算要求、形で議案として提案させていただいてる部分があります。

もう一つ感じたのは、やっぱりこれ以外の非課税世帯の部分が、八峰町の中で4割ぐらいの世帯がそういう方々がいるというふうな現実も非常にびっくりしています。だんだんこの方々っていうのは増えていくんだろうなというふうな、言うなれば年金生活されていくとやっぱりそういう方になってくる可能性が高くなってきますので、そういう部分の部分も今回の部分も通じてびっくりした状況です。

批判はできませんけれども、地域の実情を踏まえた提案ではないということは確かで あります。

- ○議長(門脇直樹君) 2番山本優人君。
- ○2番(山本優人君) それは多分そうだろうなと思いますけれども、もう一つ、今回の この10万円が支給された後にですね、かなりこの生活困窮世帯がですね、いろんな保険 やら、まあ町に対する納税とかですね滞っている方もかなりいると思われるわけですよ。 この金額っていうのは、この交付金の財源からいただくということはできるんでしょう か。
- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(石上義久君) ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

こちらの給付金の事業につきましては、性格上、法的な性格上、民法上の贈与契約を 結んだ形で給付されるお金でございまして、受け取った人方が税法上も税金がかからな いというような給付金の立場で値するものですので、それを差し押さえ等、法的なこと はできないものになっております。

今の回答でよろしいでしょうか。以上です。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。
- ○5番(須藤正人君) 子育て世帯が所得制限によってもらえない人に今回400万の予算で10万円あげると。900万以上の世帯が八峰町に二十数名いるようでありますが、その人たちが寄附基金を下ろしたお金で10万円をもらうと、町からもらう。喜ぶんでしょうかね。900万以上の所得がある人に10万円、子育てのためにお金をあげる。先回、前の議会で皆川議員が、子どもにあげるお金だから所得に関係なく補助した方がいいという意見がありました。これは子どもにあげるんじゃないんですね。子どもを育ててる親がコロナ禍によって難儀をしている。それで国からそういう世帯に対して補助金をあげようということなんです。子どもに自由に使ってほしいといってあげるお金ではないんですよ。子育てをして苦労している家庭に子ども1人当たり10万円を与える。そのための給付金な

んですね。それを今回400万の予算で二十数名の900万以上の所得のあるその世帯にもお金をあげる。私はどうもこの補助金には納得いきません。

大学生がコロナ禍によって苦労している。5万円、いいでしょう。年金者が大変苦労している。そのためにあげる10万円もいいでしょう。でも、高額所得者に対してもお金をあげる。町長、どうなんでしょうか。

- ○議長(門脇直樹君) ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 1月7日の臨時議会の際には、まあそういう国の方の制度の仕組みが所得制限つきでありましたから、その国の仕組みにならった形の中で予算提案をいたしました。それで今回の場合は、その際も出たんですが、いわゆる親の所得によって子どもの部分に対する対応を変わるのはいかがなものかというふうなそういうお話も受けまして、その後、町として検討した結果、やはりそういう形の部分では平等性をもちながら対応すべきだろうなというふうな形の判断で今回提案いたしました。ただし、今回の場合に、受け取るか受け取らないかの部分の判断を相手方に2週間の期間の中で判断していただいてますので、断る人がいるかどうか、それは別にして、断ればもらわない話であります。もし私がそういう対象者であって、そういう形の部分の所得があって子どもがいれば、私はもらわないというふうなそういう形になりますけど、だけれども、これについては制度上そういう形の部分で、親の所得をもって子どもに対する支援を差つけるのはいかがなものかというのは、町としてもそういうふうな形で考えて、今回新たな交付金の対象になるっていうことも分かりましたので、財源の確保もできることからこのような提案をさせていただきました。
- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 児童福祉費になるのか、教育総務費になるのか、ちょっと分かりませんけれども、コロナの中で町内の子どもたち、小学生、中学生も濃厚接触者として自宅待機した子どもが何人かいると思うんです。で、その子どもたちが何世帯あったのかどうなのか、教育長に伺いたいと思います。で、その人たちは濃厚接触者になった場合、まあいろんな規制、3日間とか4日間、家から出られないとかありますので、そういう子どもに対する何らかの食費代に当たるものとか、何らかの補助とか、そういうものを新たに考えるべきではないかと。これからも出てきますので、そういうことをちょっと伺いたいと思います。
- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長(川尻茂樹君) 濃厚接触者として自宅待機した児童生徒、園児の人数ということですが、ちょっとそれは具体的なところは、資料を後で見れば分かるんですが、把握してません。今のところお答えすることできません。

ただ、その子たちに対する補助ということは考えておりません。例えば、こども園の園児で、もし自宅待機しなきゃいけない、濃厚接触者として自宅待機しなきゃいけないという場合について、例えば保護者がそのために休まなきゃいけない、収入が減るというふうなことがあった場合については、その相談くださいというふうなことで、休園期間、園が閉まっている間でも子どもを預りますよということを保護者には伝えております。

あと給食に対して、今止めてますけども、それに関しては、その期間の給食費はいた だかないということでやっております。

まず以上です。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 何らしないということですけれども、子どもは現に休まなくてはいけない。勉強も遅れる。こういう時のタブレット、オンラインとかそういうふうなことも考えないのか。まあ町長にも併せて、こういう状態になった家庭に対する何らかの補助の手の差し伸べ方、何か考えないのか伺いたいと思います。
- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 現在のところ、まあ私自身が、県の方から八峰町でそういう感染者が出ましたよっていう部分の報告が私のところでは22から止まってしまってるんですが、まあ県が対応できていない部分もあるんですけど、ここまで感染が広がるとは到底、想定もしておりませんでした。それだけ町民の皆さんが感染防止対策を徹底した、そういう部分からだというふうにも思います。

今大切なのは、そこの部分に対する補助するとかそういう部分のことではなくて、感染防止対策を徹底しながら、これ以上感染者を増やさないというそういう部分の対応が非常に重要だと思ってますので、見上議員がおっしゃるようなそういう問題もこの後出てくると思いますけれども、今、だからといってそこの部分を先にした形の対応ではなく、今は感染防止対策の徹底するということを、これを最重点の形として取り組みながら、その上でこれが少し落ち着いた段階で、どういうふうな支援が必要なのか、ほかの市町村との意見も踏まえながら対応してまいりたいというような形で思います。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。
- ○3番(奈良聡子さん) 8ページ・9ページの3款民生費、介護保険費の18、負担金の施設運営暖房費助成金について伺います。これは特養とグループホームというふうにおっしゃいましたけども、民間の施設も含まれるんでしょうか。それとあと、12月定例会で私と、あと見上議員の方からも福祉施設に対しての暖房費の補助という一般質問しましたけども、その時、町長の答弁は、地方創生臨時交付金の活用を視野に入れながら検討するということでしたが、この福祉施設、障がい者福祉施設も含まれますが、その施設にも補助するんでしょうか。
- ○議長(門脇直樹君) 3番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 具体的な対象施設部分については全て含まれると思いますが、 細かい部分については福祉保健課長の方からお答えいたします。

私の方からは、施設に対する暖房費の補助も必要だというふうなその部分も、今回の新型コロナウイルスの対応の地方創生臨時交付金の中に該当するというふうなお話あって財源もできましたので、今回の場合は、一般家庭の部分は1世帯当たり6,000円でしたけれども、施設の場合は入所者の数によって施設の大きさが決まりますので、そういう部分から入所者1人当たり6,000円というふうな形の中の考え方で予算提案をしたところでございます。具体的な対象施設の部分については、担当課長の方からお答えします。

- ○議長(門脇直樹君) 石上福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(石上義久君) ただいまの奈良議員の町長の答弁の補足をご説明させて いただきます。

対象の施設となりますのは、入所施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養病床等、介護医療院、認知対応型共同生活介護グループホーム、町内にある施設としましては、特別養護老人ホームとグループホームが対象となります。入所施設を通所系の施設を該当外としたのは、現在、今、申請により給付しております在宅の非課税世帯に6,000円を灯油購入費として助成している事業との公平性を図るために通所の事業につきましては除外するという形で、今回は入所施設のみということにさせていただいております。以上でございます。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。
- ○3番(奈良聡子さん) 入所施設であろうが通所施設であろうが、かかる暖房代の負担、 この原油高による影響というのはあると思いますよ。そこで線引する理由がよく分から

ないんですけど、もう一度詳しく教えていただけませんか。

で、障がい者福祉施設、町内には今1カ所ですね。そこはもう除外ということですか。

- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(石上義久君) ただいまのご質問にお答えします。

通所事業につきましては、いわゆるショートステイと呼ばれる短期入所生活介護療養介護ですとか、特定施設の入所居者生活介護、有料老人ホーム等、小規模多機能型、看護小規模多機能居宅介護、その他通所系のサービス、デイサービス等々ございます。その中で、現在、ご本人が非課税世帯に属する方につきましては、その灯油にかかる値上がり分ということで町の方から既に灯油の差額分を頂戴してるということで、利用者自体がもらっているという形になっております。で、このたび非課税であっても入所施設に入ってる方々につきましては灯油のその助成金は対象外となっております。その方々が実際に利用した暖房費については施設の方で負担しているということを鑑みまして、入所施設を対象にしたということでございます。

通所の障がい者施設につきましては、さくら園ですけれども、実際に1カ所ございますが、そちらについては該当外とさせていただいておりますし、当然、通所系のA事業所もございます。そちらにつきましても該当外とさせていただいてます。

以上でよろしいですか。

- ○3番(奈良聡子さん) 該当しない。
- ○福祉保健課長(石上義久君) はい、該当外です。
- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可 決されました。 これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和4年第2回八峰町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前11時51分 閉 会

署名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同署名議員 9番 笠原吉範

同 署名議員 10番 芦 崎 達 美

同 署名議員 11番 皆 川 鉄 也